

各位

第三者割当により発行された第16回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の大量行使及び第13回普通社債の一部繰上償還に関するお知らせ

また、当社は 2025 年 5 月 7 日付「第 13 回普通社債の発行に関するお知らせ」で開示いたしました当社発行の第 13 回普通社債の一部繰上償還を行いましたので、あわせてお知らせいたします。

1.	銘柄名	株式会社メタプラネット第 16 回新株予約権
2.	前回開示後からの交付株式数	12, 860, 000 株
3.	前回開示後から行使された新株予約権の数及び新株予約権の発行総数に対する行使比率	12, 860 個 (発行総数 42, 000 個に対する割合 : 30. 62%)
4.	前回開示時点における未行使新株予約権数	42, 000 個 (42, 000, 000 株)
5.	現時点における未行使新株予約権数	29, 140 個 (29, 140, 000 株)

また、当社は2025年3月31日を基準日、2025年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合の株式分割を実施しております。

行使日	交付株式数		行使価額 (円)	行使された新株予 約権の個数 (個)
	新株 (株)	移転自己株式 (株)		
5月7日 (水)	2,360,000	—	428	2,360
5月8日 (木)	10,500,000	—	477	10,500

・社債の繰上償還の概要

当社は、2025 年 5 月 7 日付「第 13 回普通社債の発行に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、第 13 回普通社債の発行において、償還期日 2025 年 11 月 6 日を期限とし、総額 25,000,000 米ドルを EVO FUND に全額割り当てておりましたが、この度、同社債の償還条項に基づきその一部である 21,250,000 米ドルを繰上償還することといたしました。なお、当償還原資は 2025 年 5 月 7 日付「資金使途の変更に關

するお知らせ」にて開示したとおり、第 15 回乃至第 17 回新株予約権の行使によって調達した資金使途に含まれております。

以 上